

政令第二八七号

国勢調査令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「幼保連携型認定こども園」の下に「（第十二条の三第一項第二号において「学校等」という。）」を加え、同項第二号中「診療所に」を「診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下この号及び第十二条の三第一項第四号において同じ。）」に、「入院し、又は入所している」を「入院している」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。第十二条の三第一項第五号において同じ」を加える。

第三条中「年」の下に「（以下「調査年」という。）」を加える。

第五条の見出しを「（調査事項）」に改め、同条第一項中「、調査票により」を削り、「第一号ト、チ、リ及びヨ」を「第一号リ及びヨ並びに第二号ニ」に改め、「除く」の下に「。以下「調査事項」という」を

加え、同条第二項を削る。

第六条第三項中「が指定した第八条の規定による調査区の区域とする」を「（特別区の長を含む。以下同じ。）が、第八条第一項の規定により設定し、又は同条第二項の規定により修正した調査区の区域ごとに、指定するものとする」に改め、同条第四項中「その他の」を「及び総務省令で定める」に、「の検査及び」を「（以下「調査関係書類」という。）の検査その他」に改め、同条第五項中「調査票その他の」を「識別符号（総務大臣が世帯を識別するために付した符号をいう。第九条第一項第一号及び第十条第三項第一号において同じ。）を記載した書類の配布、調査票の配布、収集及び記入並びに」に、「これに」を「これらに」に改める。

第八条第一項中「国勢調査を実施する年」を「調査年」に改め、「当該市町村」の下に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加える。

第九条第一項を次のように改める。

国勢調査は、次の各号に掲げる期間内において、当該各号に定める方法により行う。

一 調査年の九月十日から同月二十日（総務大臣が同日までにこの号に定める方法により調査事項に係る

情報を受信した後、調査時における調査事項に係る情報に変更が生じた世帯にあつては、当該調査年の十月二十日）までの期間 国勢調査員又は第六条第六項の規定により同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員（以下「国勢調査員等」という。）が識別符号を記載した書類を世帯ごとに配布し、及び総務大臣が世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を含み、総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

二 調査年の九月二十六日から十月二十日までの期間 次に掲げるいずれかの方法

イ 国勢調査員等が調査票を世帯（総務大臣が当該調査年の九月二十日までに前号に定める方法により調査事項に係る情報を受信した世帯を除く。ロにおいて同じ。）ごとに配布し、及び収集する方法

ロ 国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し、及び総務大臣が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（次条第三項第三号において「郵便等」という。）により当該調査票の提

出を受ける方法

第九条第二項中「同項の」を「同項第二号に掲げる」に、「第五条第一項第一号イ」を「第五条第一号イ」に、「同項第二号ロ」を「第二号ロ」に、「ことにより」を「方法により」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項に規定するもののほか、調査票の様式その他調査の方法に関し必要な事項は、総務省令で定める。第十条第一項中「当該国勢調査において調査すべき第五条第一項各号に掲げる事項」を「調査事項」に、「同項第一号」を「第五条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる国勢調査の方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 前条第一項第一号に定める方法 世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法

二 前条第一項第二号イに掲げる方法 第五条第二号イ及びホに掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の調査事項について調査票に記入し、及び国勢調査員等による当該調査票の収集に応じる方法

三 前条第一項第二号ロに掲げる方法 第五条第二号イ及びホに掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の調査事項について調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法

第十一条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、「の規定」を「に規定する方法」に、「又は同条」を「、又は同項」に、「関係市町村長」を「市町村長」に改め、同条第二項中「関係市町村長」を「市町村長」に、「第九条」を「第九条第一項又は第二項」に改める。

第十一条の次に次の二条を加える。

(調査の期間等の変更)

第十一条の二 市町村長は、天災その他避けることのできない事故により第九条第一項各号に掲げる期間又は前条各項の期限までの間(第三項及び第四項において「調査の期間等」という。)に国勢調査を行うこ

とが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、対象となる地域を指定して、調査の期間等を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により調査の期間等を変更したときは、直ちに、対象となる地域及び変更後の調査の期間等を告示しなければならない。

(調査事項情報の審査等)

第十一条の三 総務大臣は、第十条第三項第一号の規定により送信された調査事項に係る情報について、速やかに、調査情報ネットワークシステム（総務大臣、都道府県知事及び市町村長の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、当該調査事項に係る情報及び第十二条の二第一項第二号に規定する先行集計事項情報を蓄積し、及び管理するために、総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。以下同じ。）を使用して、総務大臣、都道府県知事及び市町村長が当該調査事項に係る

情報（都道府県知事にあつては当該都道府県の区域内に住居を有する世帯の調査事項に係る情報、市町村長にあつては当該市町村の区域内に住居を有する世帯の調査事項に係る情報に限る。次項において同じ。）を閲覧することができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるものを講じなければならない。

2 市町村長は、前項の措置が講じられたときは、総務省令で定めるところにより、調査情報ネットワークシステムを使用して、同項の規定により閲覧することができる状態に置かれた調査事項に係る情報（以下「調査事項情報」という。）を審査するものとし、都道府県知事の定める期限までに、当該調査事項情報の審査を終了し、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による通知があつたときは、総務省令で定めるところにより、調査情報ネットワークシステムを使用して、調査事項情報を二次的に審査するものとし、総務大臣の定める期限までに、当該調査事項情報の審査を終了し、その旨を総務大臣に通知しなければならない。

第十二条の見出しを「（調査票の審査、提出等）」に改め、同条第一項中「国勢調査員等が」の下に「第十條第三項第二号の規定により」を加え、「その他の」を「及び当該国勢調査員等が作成した」に改め、同条第四項中「その他の調査関係書類」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「審査し、」の下に「

当該調査票に」を加え、「その他の調査関係書類」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により市町村長に」を「第一項の規定により国勢調査員等から」に、「その他の」を「及び」に、「及び第十条第三項」を「並びに前項」に、「直接市町村長に提出された」を「総務大臣から送付された」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総務大臣は、第十条第三項第三号の規定により調査票を提出した世帯の住居が所在する市町村の長に対し、速やかに、当該調査票を送付しなければならない。

第十二条の次に次の二条を加える。

(調査関係書類の審査等及び先行集計事項情報の審査、集計等)

第十二条の二 市町村長は、第十一条の三第二項の規定による調査事項情報の審査及び前条第四項の規定による調査票の審査を行うに当たっては、都道府県知事の定める期限までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 前条第三項の規定により国勢調査指導員が検査した調査関係書類を審査するとともに、都道府県知事に對し、当該調査関係書類を送付すること。

ができる状態に置くこと。

(事務の委託)

第十二条の三 総務大臣は、次に掲げる施設の区域を区域とする調査区について、第六条第五項の規定により国勢調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

一 共同住宅又は長屋

二 学校等に在学している者が通学のために宿泊している寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設

三 社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る施設をいう。）その他これに類する施設で総務省令で定めるもの（入所により利用されるものに限る。）

四 病院又は診療所

五 船舶

2 総務大臣は、第十条第三項第三号の規定により調査票の提出を受ける事務及び第十二条第二項の規定に

より調査票を送付する事務を民間事業者に委託して行うことができる。

3 前二項の場合においては、総務大臣は、国勢調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

4 第一項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第三項	国勢調査員	第十二条の三第一項の規定により総務大臣から国勢調査員が行うこととされている第五項の事務を委託された同条第一項各号に掲げる施設を管理し、又は運営する法人その他の団体（以下「委託管理団体」という。）
第八条第一項	当該委託管理団体が管理し、又は運営する施設の区域を区域として、第八条	

	区域ごとに、指定するものとする	第一項 区域とする
第六条第四項及び第五項	国勢調査員	委託管理団体
第六条第六項	国勢調査員 市町村長	委託管理団体 市町村長の意見を聴いて総務大臣
第七条の見出し	国勢調査指導員証及び国勢調査員証	委託管理団体証
第七条第一項	国勢調査指導員及び国勢調査員 それぞれ総務省統計局長の発行する国勢調査指導員証又は国勢調査員証	委託管理団体 総務省統計局長の発行する委託管理団体証
第七条第二項	国勢調査指導員及び国勢調査員 その事務	委託管理団体に所属する者 第十二条の三第一項の規定により委託管理団体が行うこととされている事務

	国勢調査指導員証又は国勢調査員証	委託管理団体証
第七条第三項	国勢調査指導員証及び国勢調査員証	委託管理団体証
第九条第一項第一号	国勢調査員又は 国勢調査員等	委託管理団体又は 委託管理団体等
第九条第一項第二号 及び第二項、第十条 第三項第二号及び第 三号、第十一条第二 項並びに第十二条第 一項及び第三項	国勢調査員等	委託管理団体等
第十五条第二項第一 号	国勢調査指導員及び国勢調査員の候補 者の推薦	委託管理団体となるべき法人その他の 団体の推薦その他の委託管理団体の選 定

第十五条第二項第五号	国勢調査指導員及び国勢調査員	委託管理団体
------------	----------------	--------

第十三条第一項中「第五条第一項第一号イ」を「第五条第一号イ」に、「同項第二号ロ」を「第二号ロ」に、「前条第三項」を「第十一条の三第二項の規定による審査又は第十二条第四項」に改める。

第十四条中「総務大臣は、」の下に「第十一条の三第三項の規定により都道府県知事から審査が終了した旨の通知がされた調査事項情報及び第十二条第五項の規定により都道府県知事から提出された」を加え、「及び」を「を行うとともに、総務大臣の使用に係る電子計算機を使用して、当該調査事項情報及び当該調査票の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 総務大臣は、前項の規定による公表に先立ち、都道府県知事が第十二条の二第二項第二号の措置を講じた都道府県先行集計事項情報の審査を行うとともに、総務大臣の使用に係る電子計算機を使用して、当該都道府県先行集計事項情報の集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第十五条第一項中「第十二条第三項又は第四項」を「第十一条の二第一項若しくは第二項、第十一条の三第二項若しくは第三項、第十二条第四項若しくは第五項又は第十二条の二」に、「もの」を「事務（第六号

において「第十一条の二第一項等の事務」という。）に改め、同項第六号中「第十二条第三項若しくは第四項の規定による事務」及び「同条第三項若しくは第四項の規定による事務」を「第十一条の二第一項等の事務」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「、第九条第一項第二号、第十条第三項」を削り、「第十条」の下に「、第十一条の二第一項、第十一条の三第二項」を加え、「第三項まで」を「第四項まで、第十二条の二第一項」に、「もの」を「事務（第八号において「第六条第三項等の事務」という。）」に改め、同項第八号中「第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項第二号、第十条第三項、第十一条、第十二条第一項から第三項まで若しくは第十三条第一項の規定による事務」を「第六条第三項等の事務」に改める。

第十六条第一項中「第十二条第三項及び第四項」を「第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第二項及び第三項、第十二条第四項及び第五項、第十二条の二」に改め、同条第二項中「、第九条第一項第二号、第十条第三項」を削り、「第十一条」の下に「、第十一条の二第一項、第十一条の三第二項」を加え、「第三項まで」を「第四項まで、第十二条の二第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一国勢調査令(昭和五十五年政令第九十八号)の項第一号中「第十二条第三項及び第四項」を「第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第二項及び第三項、第十二条第四項及び第五項、第十二条の二」に改め、同項第二号中「、第九条第一項第二号、第十条第三項」を削り、「第十一条」の下に「、第十一条の二第一項、第十一条の三第二項」を加え、「第三項まで」を「第四項まで、第十二条の二第一項」に改める。

理由

近年における社会経済情勢の変化等に対応し、国勢調査の調査事項及び調査の方法の一部を変更するとともに、国勢調査員が行うこととされている事務を共同住宅等を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託することができることとする等の必要があるからである。